

令和 3 年 5 月 定例教育委員会
議案説明資料

報告 1 件

議案 3 件

計 4 件

番号	報告第5号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	令和3年度松原市少年自然の家休館日の変更承認に係る専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>昨年末より新型コロナウイルス感染症が再び拡大し、4月に入って緊急事態宣言が発令されたこともあり、予約団体から利用の自粛や日程変更について問い合わせが寄せられています。特に5月から7月上旬に予約されていた学校園からは、9月から11月に延期する要望も多く、その期間の休館日を開館することで、受け入れ可能日数を確保しておきたいと考えております。つきましては、松原市少年自然の家条例施行規則第6条第2項に基づき、松原市少年自然の家休館日の変更承認について、教育長専決にて休館日の変更がされましたので、これを報告し、承認を求めるものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

令和3年4月29日

松原市少年自然の家
所長 山田 啓史

松原市少年自然の家 令和3年度休館日および臨時開館日の変更

昨年度末より新型コロナウィルス感染症が再び拡大し、4月に入って緊急事態宣言が発令されたこともあります。少年自然の家には予約団体から利用の自粛や日程変更をしたい旨の問合せをいただいております。

特に5月から7月上旬に予約されていた学校園からは、利用日程を9月から11月に延期して実施したいとの要望も多いことから、その期間の休館日を開館することで、受入れ可能日数を確保しておきたいと考えております。

つきましては、当初に予定しておりました臨時開館を休館日に戻し、新たに休館日の臨時開館と、その振替休館日を次のように変更いたしましたく存じます。

お取り計らいいただきますよう、お願ひ申しあげます。

《休館に変更する日》

臨時開館から休館日に戻す日：6日

5月 4日（火）、5月18日（火）、5月25日（火）

6月 1日（火）、6月 8日（火）、6月15日（火）

開館から振替休館に変更する日：3日

1月 5日（水）、1月12日（水）

3月 7日（月）

合計、9日を休館日に変更する。

《開館に変更する日》

休館日から臨時開館に変更する日：8日

6月29日（火）

9月 7日（火）、9月14日（火）、9月28日（火）

10月 5日（火）、10月12日（火）、10月26日（火）

11月 9日（火）

振替休館から開館に戻す日：1日

11月 8日（月）

合計、9日を開館日に変更する。

別紙添付 「松原市少年自然の家 令和3年度カレンダー」

「松原市少年自然の家 令和3年度カレンダー（4/29 変更）」

以上

番号	議案第14号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市社会教育委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>新年度において各団体の役員体制の変更に伴い、当市に推薦された委員の変更があったため、新たに推薦を受けた委員の残任期間の任命及び委嘱をおこなうものです。</p> <p>なお、任期は令和4年5月31日までとなります。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市社会教育委員 委員名簿

任期:令和4年5月31日まで

番	氏 名	役職または所属	選任区分	備 考
1	藤田 敦子	松原市立松原北小学校 校長	学校教育関係者	
2	田中 繁	松原市立松原中学校 校長		
3	藤木 祐	松原市PTA協議会 会長	社会教育関係者	
4	東 宏晃	松原市青少年指導員協議会 会長		
5	森本 義行	松原市こども会育成連絡協議会 会長		
6	砂山 雅江	松原子どもと本の会 会長		
7	◎西田 孝司	松原市文化財保護審議会会長	学識経験者	
8	櫻井 靖久	阪南大学経済学部准教授		
9	○浦野 迪子	松原市内保育園 理事長	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	
10	岩崎 才子	公民館利用代表者		

※◎・・・委員長 ○・・・副委員長

※下線部が新たに委嘱又は任命する委員

○松原市社会教育委員条例

平成12年3月31日条例第9号

改正

平成14年3月29日条例第14号

松原市社会教育委員条例

松原市社会教育委員の定数等に関する条例（昭和30年条例第37号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条に規定する社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

（委員）

第2条 委員は、13人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員の互選により委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、委員を代表し、委員の会議を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（施行の細目）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に委嘱又は任命されている委員は、第2条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

附 則（平成14年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

番号	議案第15号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について		
	<p>新年度において各団体の役員体制の変更に伴い、当市に推薦された委員の変更があったため、新たに推薦を受けた委員の残任期間の任命及び委嘱をおこなうものです。</p> <p>なお、任期は令和4年9月30日までとなります。</p>		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市立公民館運営審議会委員 委員名簿

令和4年9月30日まで

番	氏名	役職または所属	選任区分	備考
1	わだ たかよ <u>和田 貴代</u>	松原市立松原西小学校 校長		
2	さかもと としひこ <u>阪本 敏彦</u>	松原市立松原第六中学校 校長	学校教育関係者	
3	おおくぼ ひかる <u>大久保 光</u>	松原市PTA協議会 副会長		
4	もりもと よしゆき <u>森本 義行</u>	松原市こども会育成連絡協議会 会長		
5	かの ゆみこ ○加野 郁子	松原市文化連盟 会長	社会教育関係者	
6	つだ てつお <u>津田 哲男</u>	松原市民生委員児童委員協議会 会計		
7	なかさき りえ <u>中崎 理恵</u>	公民館利用代表者		
8	そが まさお <u>曾我 正雄</u>	元平安女学院大学 特任教授	学識経験者	
9	しみず じつどう <u>清水 實道</u>	布忍寺 住職		
10	ひがした きょうこ ○東田 晃子	元PTA役員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	

※○・・・委員長 ○・・・副委員長

※下線部が新たに委嘱又は任命する委員

○松原市立公民館運営審議会条例（抜粋）

平成12年3月31日条例第10号

改正

平成14年3月29日条例第15号

松原市立公民館運営審議会条例

松原市立公民館運営審議会委員の定数、任用、費用弁償に関する条例（昭和30年条例第38号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条に規定する松原市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議会の委員）

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

番号	議案第16号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市民図書館協議会委員の任命について		
	<p>新年度において各団体の役員体制の変更に伴い、当市に推薦された委員の変更があったため、新たに推薦を受けた委員の残任期間の任命をおこなうものです。</p> <p>なお、任期は令和4年8月31日までとなります。</p>		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市民図書館協議会委員 委員名簿

任期:令和4年8月31日まで

番	氏 名	役職または所属	選任区分	備 考
1	やまと ひろさだ 山本 博貢	松原市立天美西小学校 校長	学校教育関係者	
2	ぞうらく みつしげ 藏塗 充重	松原市立松原第五中学校 校長		
3	たけもと ももこ 竹本 百百子	松原市立わかばこども園 福祉部わかばこども園総括主任保育教諭		
4	まきた たかひろ 牧田 孝弘	松原市PTA協議会 顧問	社会教育関係者	
5	みや ななえ 宮 孜奈江	松原市民図書館ボランティアの会 代表		
6	こいけ まさこ 小池 雅子	松原市朗読研究会		
7	たさき ゆか 田崎 由佳	NPO 法人やんちやまファミリーwith 代表	家庭教育の向上に 資する活動を行う 者	
8	ふじの ひろゆき 藤野 寛之	阪南大学教授 国際コミュニケーション学部	学識経験者	
9	ながた たくじ 永田 拓治	阪南大学教授 国際コミュニケーション学部		

※下線部が新たに委嘱又は任命する委員

○松原市図書館条例（抜粋）

昭和52年4月19日条例第17号

（図書館協議会）

第17条 法第14条第1項に基づく松原市民図書館協議会（以下「協議会」という。）
を設置する。

（協議会の組織）

第18条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員12人以内で組織する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

（委員の任期）

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。